

市第 26 号議案 令和 4 年度横浜市一般会計補正予算（第 2 号）
 （こども青少年局関係部分）

1 総括表

（単位：千円）

	補正額	国支出金	県支出金	その他	一般財源
こども青少年費	3,457,720	3,457,720	0	0	0

2 補正概要

■低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

（単位：千円）

補正額	国支出金	県支出金	その他	一般財源
3,457,720	3,457,720	0	0	0

国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和 4 年 4 月）を踏まえ、物価高騰等に直面する生活困窮者への支援として、低所得のひとり親世帯・低所得の子育て世帯を対象に「子育て世帯生活支援特別給付金」を給付します。

3 事業内容

(1) 対象者

ア ひとり親世帯のうち、以下のいずれかに該当する者

- ① 令和 4 年 4 月分の児童扶養手当受給者（申請不要）
- ② 公的年金等の受給により令和 4 年 4 月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（要申請）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給水準まで減少した者（要申請）

イ ひとり親世帯以外の子育て世帯のうち、以下のいずれかに該当する者

- ① 令和 4 年 4 月分以降の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）
- ② ①のほか、対象児童（18歳になる年度の末までの子（障害児については20歳未満））の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（要申請）
 - ・令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

(2) 給付額

児童一人につき 5 万円（対象児童数：約 6 万 5 千人、対象世帯数：約 4 万世帯）

(3) 支給時期

- 対象者ア① 令和 4 年 6 月 29 日支給
 ②③ 令和 4 年 7 月から申請受付開始、順次支給
 対象者イ① 令和 4 年 6 月 29 日以降順次支給
 ② 令和 4 年 7 月から申請受付開始、順次支給

(4) 給付にかかる事務費（システム改修やコールセンター設置等）

215,220 千円